収支報告書

(その1)

1 政治団体の名称 (ふりがな) 谷本正憲七尾鹿島建設業後援会

2 主たる事務所の所在地 七尾市なぎの浦ハ7番地

3 代表者の氏名 田村行利

4 会計責任者の氏名 沢野 博

平成 28 年分
(平成 年 月 日開催分)

政治団体の区分	
□政党	□政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□政党の支部	
□政治資金団体	☑その他の政治団体
	□その他の政治団体の支部

活動区域の区分
□2以上の都道府県の区域等 ☑同一の都道府県の区域内

(ふりがな) ほりた とみお
事務担当者の氏名 堀田富雄

(電話) 0767-68-0503 (自宅)
(勤務先) (一社)七尾鹿島建設業協会

(電話) 0767-53-2173

(電話)

第 号
受 29.1.30
石川県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
□有
☑無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
□政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
□政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

記入しない

様式番号			団体コード							種別	整理番号				REC No.			年次	提出年月日						年分		
1		3	4						9	10	11				15			18	19					24	25	26	27
A	2	1	0						0	1	0	1	0	0	0	1	0										

11			14
0	2	0	0

収　支　の　状　況

（そ　の　2）

1.　収支の総括表

				15	17	20										99
収　入　総　額	0	1	0													0 円
（前年からの繰越額）	0	2	0													0
（本年の収入額）	0	3	0													0
支　出　総　額	0	4	0													0
翌　年　へ　の　繰　越　額	0	5	0													0

2.　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費																
金　額	0	6	0													円
員　数	0	7	0													人

(2)　寄　附（寄附の区分で該当があるものについては（その7）、（その8）、（その9）の内訳を添付すること。）																
ア　寄附（イを除く。）の区分	REC.M			金												備　考
(ア)　個　人　か　ら　の　寄　附	0	8	0													円
（うち特定寄附）	0	9	0													
(イ)　法人その他の団体からの寄附	1	0	0													
(ウ)　政　治　団　体　か　ら　の　寄　附	1	1	0													
小　計　(ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0													
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	1	3	0													
イ　政　党　名　寄　附	1	4	0													
合　計　(ア+イ)	1	5	0													

11			14
1	7	0	0

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記載すること。

（その 20）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年1月30日

政治団体の名称　谷本正憲を支援する鹿島建設業後援会

会計責任者の氏名　沢野哲　㊞

代表者の氏名　　㊞

※　会計責任者が記名押印又は署名すること。
※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。